

物流高度化支援事業費  
補助金交付要綱

## 物流高度化支援事業費補助金交付要綱

### (補助金の交付)

第1条 知事は、全国的に輸送能力の低下が深刻化する中、徳島県内の営業用トラック事業者及び荷主事業者が行う物流の効率化に資する設備投資に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 営業用トラック事業者とは、県内に本社又は営業所を有する一般貨物自動車運送事業者（いわゆる霊柩事業のみを営む者を除く。）又は特定貨物自動車運送事業者をいう。
- (2) 荷主事業者とは、県内に本社又は営業所を有し、トラック事業者等が行う輸送において「貨物を引き渡す者（発荷主）」、「貨物を受け取る者（着荷主）」、「貨物の輸送を請負わせる者（元請事業者）」であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者並びに個人事業主（みなし大企業を除く。）、企業組合、協業組合、協同組合等の組合及びその連合会をいう。
- (3) みなし大企業とは、次のいずれかに該当する中小事業者をいう。
  - ア 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること。
  - イ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること。
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めること。

### (補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者は、営業用トラック事業者及び荷主事業者であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法令遵守上の問題を抱えている者
- (2) 県税を滞納している者
- (3) 宗教活動や政治活動を目的にしている者
- (4) 申請者又は申請者の役員等が、暴力団等の反社会勢力又は反社会的勢力との関係を有する者

### (補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、荷待ち及び荷役等の作業時間を10%以上削減することが見込まれる物流の効率化に資する設備の導入を行う事業で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本補助金の交付決定後に着工し、又は着手するものであること。

- (2) 補助対象事業に係る経費において、過剰と見なされるもの、将来用、兼用及び予備用のもの並びに補助対象事業以外において使用することを目的としたものに係る経費でないこと。
- (3) 補助対象経費の全体額（物流の効率化事業及び人材の確保事業に係るものの合計額）が20万円を超えるものであること。
- (4) 新たな取組として必要な経費であり、既存経費を振り替えて計上するものでないこと。
- (5) 設備の導入等をする物件は、販売を目的とするものでないこと。
- (6) 補助対象事業について国又はトラック協会等の事業者団体等から補助金交付決定を受けている場合又は申請する予定がある場合は、当該交付決定額又は見込額を補助対象経費から控除した額以内の額であること。なお、補助金以外に補助対象経費の支出に充てる収入がある場合も同様とする。
- (7) システムの開発費用、機材・設備の購入費用等の初期費用（いわゆるイニシャルコスト）であり、システムの通信費、保守管理料、機材・設備のリース料等（いわゆるランニングコスト）でないこと。

（補助対象経費等）

第5条 補助対象経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 補助対象事業以外の事業活動においても使用することが可能な汎用品は補助対象事業に必要不可欠なもののみ対象とし、目的外使用は不可とする。
- 3 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額で）とする。

（補助金交付申請書等）

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

- 2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 補助事業計画書（別紙1）
  - (2) 収支予算書（別紙2）
  - (3) 宣誓書（別紙3）
  - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第3条の知事が定める期日は、別に定める。
- 4 第1項の申請書を提出する者が、消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者である場合（簡易課税事業者である場合を除く。）には、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を申請額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 補助事業者（消費税法における納税義務者に限る。）は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第2号）により、速やかに知事に報告しなければならない。
- (2) 知事は、前号の報告があった場合、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (3) 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、取得財産等管理台帳（様式第3号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

（軽微な変更）

- 第8条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助対象経費の事業区分ごとに配分された額について、その20パーセント以内の金額の変更をいう。
- 2 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、次に掲げる変更をいう。
    - (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられるもの
    - (2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更であるもの

（変更の承認の申請等）

- 第9条 規則第5条第1項第1号及び第2号の規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。
- 2 規則第5条第1項第3号の規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
  - 3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、補助事業遅延等報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

- 第10条 補助事業者は、知事が別に定める日を基準日とする補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第7号）を作成し、知事が定める日までに提出しなければならない。

（実績報告書等）

- 第11条 規則第11条の実績報告書は、様式第8号による。
- 2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。
    - (1) 補助事業実績書（別紙1）
    - (2) 収支決算書（別紙2）
    - (3) その他知事が必要と認める書類
  - 3 規則第11条の規定による実績報告書は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の1月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

4 第6条第4項ただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、実績報告書の提出前に補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続を行うものとする。

(補助金の請求)

第12条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第9号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて、知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第13条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第14条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書に理由書その他知事が別に定める書類を添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(成果の発表)

第15条 知事は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができる。

(証拠書類等の保管)

第16条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

第17条 規則第17条の規定による知事の承認を受けようとする者は、取得財産等の処分承認申請書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

2 規則第17条第2号及び第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格単価10万円以上のものとする。

3 規則第17条の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が定める期間)とする。

4 知事は、規則第17条の承認をする場合、当該取得財産等が前項に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるとき又は当該財産に未償却残高があるときは、その収入若しくは未償却残高に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(交付決定の取消し等)

第18条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した本補助金の全部若

しくは一部の返還を請求することができる。

- (1) この要綱の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により本補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第9条の規定により補助対象事業の中止の届出があったとき。
- (4) 本補助金の使途が暴力団等の利益になると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めるとき。

(書類の提出部数等)

第19条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、2部(正1部、写し1部)とする。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月27日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業		補助対象経費	補助率及び 補助上限額
区分	事業内容		
物流の 化事業	1 輸送の効率化に資する機器・システムの導入	配車ルート最適化システム・車両動態管理システム等の導入費、デジタルタコグラフ等	1 補助率 2分の1以内  2 補助上限額 合計200万円
	2 荷役作業の効率化を図る機器等の導入	標準パレット・カゴ台車・フォークリフト等の資機材の購入費等	
	3 荷待ち時間の短縮に資する機器・システムの導入及び施設等の整備・改修	バース予約システム・倉庫の整備・改修、荷待ちトラックの駐車スペース整備等	1 補助率 2分の1以内  2 補助上限額 1,000万円
	4 共同配送の実施	共同配送システムの導入、コンサル料等	1 補助率 3分の2以内  2 補助上限額 500万円